

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当・特例給付受給者（申請者）、配偶者及び児童等における住民記録情報、税情報及び年金加入情報等により資格審査を行い、児童手当・特例給付の受給認定、手当額決定及び資格消滅等を行うにあたり、次の事務で個人情報を取り扱う。 ・受給資格者からの認定の請求の受理 ・認定の請求に係る審査 ・現況届に係る審査 ・各種届出の受理、審査 ・官公署等に対する必要な資料の提供の求め
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 74、75の項 【別表第二における情報提供の根拠】 26、30、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市 保健福祉部 こども課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市 保健福祉部 こども課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 松島 君子	こども課長 武井 和子	事後	平成27年8月に見直しを行ったため
平成27年8月27日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー	児童手当システム、中間サーバー、宛名管理システム	事前	平成27年8月に見直しを行ったため
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	こども課長 武井 和子	こども課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 74、75の項 【別表第二における情報提供の根拠】 26、30、87の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 74、75の項 【別表第二における情報提供の根拠】 26、30、87の項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和3年8月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和4年8月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和5年3月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、宛名管理システム	児童手当システム、中間サーバー、宛名管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	電子申請開始に伴う変更
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		